



# おおるリメゾンド浜町の入居者を募集します

**受付期間・場所** 6月26日（金）まで（土日祝日を除く）の「午前8時30分～午後5時まで」  
まちづくり課又は各支所地域振興係

**抽 選 会** 7月9日（木）午前10時（時間厳守）役場本庁（必ず印鑑及び受付番号表を持参のうえ出席）

## 募集住戸情報

山都町下市 53 番地 1 地域優良賃貸住宅

2戸 2LDK 64.84㎡（2階）

（令和4年度建設・鉄骨造・全て洋室）

※オートロック、宅配ボックス、  
各部屋電気自動車コンセント付、  
屋内交流スペース有（41.1㎡）

## 家賃等（いずれも月額）

家賃 43,000 円、共益費 6,900 円、

駐車場代 2,000 円／台（1戸あたり2台まで）



## 入 居 資 格

- ①自ら居住するために住宅を必要とする者であること。
- ②次のいずれかに該当する世帯であること。
  - ア 子育て世帯（同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいる者。）
  - イ 新婚世帯であって、妻の年齢が43歳を超えていないこと。
 ※新婚世帯とは配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を得て5年以内の者がいる者をいう。
- ③所得が、月額68,000円を超え487,000円以下であること。（所得金額から扶養等控除した額を12か月で除した額）
- ④その属する世帯の世帯員に町税その他の町が徴収する料金等の滞納がないこと。
- ⑤暴力団員でないこと。

## 申込時提出書類

- ①入居申込書兼同意書 ②住民票（入居者全員） ③所得証明書（入居者全員。無職であっても提出）
  - ④税の滞納がない証明書（納税義務者全員） ⑤料金等滞納照会に係る同意書（納付義務者全員）
- ※入居者全員がマイナンバーカードをお持ちであれば、②住民票・③所得証明書の提出を省略することができます（ただし、町外に住民票・所得情報がある方が申し込む場合を除く）。

## 入居者の選定方法

応募者多数の場合は抽選により決定する。

## 入居後の条件（重要）（山都町すくすく子育て支援住宅条例第29条、30条、31条）

町長は入居者が次に掲げる要件のいずれかに該当した場合にあっては、入居資格喪失者として認定し、期限を定めて住宅の明渡しを請求することができる。

- ①その同居する子ども（複数あるときは最年少である子どもに限る。）の年齢が18歳に達した日以後最初の3月31日を迎えたとき。
- ②子どもを有しない状態で、妻の年齢が43歳に達したとき。
- ③婚姻関係を解消し、又は事実上婚姻関係と同様の事情が解消された場合であって、当該解消後、継続しようとする世帯が子育て世帯に該当しないとき。
- ④入居者の所得が月額487,000円を超えたとき。

上記①～③の入居資格喪失者が継続して入居を続けるときは、近傍同種家賃の78,000円／月の2倍の家賃を支払わなければならない。ただし、④のみに該当する場合で、入居者が明渡請求の期限後も継続して入居を続けるときは、毎月近傍同種家賃78,000円／月の賃料を支払わなければならない。

問合せ まちづくり課 ☎ 72-1158